

さ情審査答申第264号
令和6年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年7月13日付けで貴職から受けた、「19. 審査請求人は杭の同意者とされた、個人の件利により特定地申請書の一式の開示求めます。20. 委託、測量会社への委託書の開示請求いたします。21. 審査請求人側で市境界整理杭を道路側に移動した証明物の開示。(以下「本件対象個人情報」という。)」の不
開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、
次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月5日付け建南土第126号により、さい
たま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいた
ま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対
象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示
を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書、口頭意見
陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 19。に付いて。請求者は市有地等境界整理杭は審査請求人側の物とし
て同意者とされ特定地地権者に市有地等境界明示証明書の発行されてい
る。
- (2) 20。測量会社への行政より測量委託済み、委託書の開示。請求者申請
書には記入なし。
- (3) 21。審査請求人側で市有地等境界整理杭を道路、水路、側へ移動した
とのため、審査請求人側で移動した証の証明書の開示。審査請求人は前地

権より土地購入時に現地点にあった証明は出来ます。請求があれば開示します。又市道F-363号。F-415号測量時行政より立合同意書は提出なし立合を求められていない。

(4) 弁明書4-(3)-19

請求の特定地申請書には審査請求人の「自己に関する個人情報」の記載が無いため。

ア 特定地申請者市有地等境界明示申請書、一部開示物隣接地所有者一覧表11360には地番の記載なし、では平成7年10月12日の立合要請求め、行政が道路測量委託した測量会社は現地立合に出席なし測量図には平成7年10月12日立合記入あり、11365に。

イ 立合審査請求人、地権者不調のため保留とあり（審査請求人は立合冒頭）市側のいう整理杭の標示杭を審査請求人において道路、水路側へ0.25m移動したとの苦情あり立合拒否、立合は境界ラインの立合で整理杭の立合ではない（審査請求人は杭の移動はしておらず又証拠書類もあり拒否）不調。

ウ 行政は立合一覧表に記載のない審査請求人に、特定地申請人、特定地代理人、市監理課職員の3氏が審査請求人に立合を求めたか、立合書面、説明なしで。

(5) 弁明書4-(4)-20

測量会社へ作業を委託した書類は作成しておらず不開示決定を行った。

ア 行政が測量会社へ測量委託一部開示書類表紙にスタンプあり、又当時現地立合に出席なし、測量図F-363号道路台帳地区11365図面に立合測量とあり、申請者控物にスタンプ及び図面の添付なし開示請求を提出した。

イ 結果不開示決定である。スタンプあり現地立合しないで図は立合日付て作成物あり、スタンプありで委託書（発注書）なし、図面測量図はF-363号物は偽造物か。

ウ 行政が偽造する様なことはない、ならば委託書（発注書）はあるはず。

(6) 弁明書4-(4)-21

審査請求人側で整理杭を移動した書類は不存在のため不開示決定とした。

ア 審査請求人では地番購入時に杭の移動あり証拠現在も保管あり、現在も証明出きます。

イ 行政は申請者に自己の書類の保管が悪とって行政はもっと悪い行政は管理を業務としている開示できると思うが。

ウ 行政は開示せずして一般市民のは職権を利用し個人の同意書収集し道路測量図の寸法辻褃合せを行い開示拒否を行っている。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

- (1) 令和5年3月24日付けで、審査請求人より個人情報開示請求書が提出された。請求内容は次のとおりである。

審査請求に係る処分取り消し、19、20、21の開示を求めます。

- (2) 個人情報開示請求書にある19、20、21は以下のとおり

19、審査請求人は杭の同意者とされた、個人の件利により特定地申請書の一式的開示求めます

20、委託、測量会社への委託書の開示請求いたします。

21、審査請求人側で市境界整理杭を道路側に移動した証明物の開示。

- (3) 19について

条例第12条第1項では、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記載された自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる」と規定されているが、請求の特定地申請書には審査請求人の「自己に関する個人情報」の記載が無いため、不開示決定を行った。

- (4) 20について

審査請求人より平成8年1月16日に申請された市有地等境界明示申請に基づき、測量会社へ作業を委託した書類は作成しておらず不存在のため、不開示決定を行った。

- (5) 21について

審査請求人側で整理杭を移動した書類は不存在のため、不開示決定を行った。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求書にある「19。に付いて。請求者は市有地等境界整理杭は審査請求人側の物として同意者とされ特定地地権者に市有地等境界明示証明書の発行をされている。」との主張について

平成8年1月16日に審査請求人より申請された市有地等境界明示申請に基づき平成8年2月2日に現地立会を行い、整理杭を市の境界点として同意書をいただいたため、その後、市有地等境界明示証明書交付申請（現在は市有地等境界確認証明書交付申請）があった場合は整理杭を市の境界点として、証明書が交付されている。

- (2) 審査請求書にある「20。測量会社への行政より測量委託済み、委託書の開示。請求者申請書には記入なし。」との主張について

委託書が平成8年1月16日に審査請求人が行った市有地等境界明示申請に基づく作業を行うための委託書であれば作成しておらず不存在。

審査請求人が所有する市有地等境界明示申請書に測量会社名の記入がないのは、審査請求人がお持ちの申請書は副本のため、業務を委託した測量会社名の記入はありません。他の申請者に返却する申請書の副本にも業務を委託した測量会社名の記入はありません。市が所有する市有地等境界明示申請書の正本には業務を委託した測量会社を分かりやすくするために測量会社名のスタンプが押されている。

- (3) 審査請求書にある「21. 審査請求人側で市有地等境界整理杭を道路、水路、側へ移動したとのため、審査請求人側で移動した証の証明書の開示。審査請求人は前地権より土地購入時に現地地点にあった証明はできます。又市道F-363号。F-415号測量時行政より立合同意書は提出なし立合を求められていない。」との主張について

審査請求人側で整理杭を移動した書類は不存在。同意書は平成8年1月16日に審査請求人より申請された市有地等境界明示申請に基づき平成8年2月2日に現地立会を行い、整理杭を市の境界点としていただいた同意書が現在有効となっている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象個人情報、審査請求人が令和5年3月24日に開示請求を行った「19. 審査請求人は杭の同意者とされた、個人の件利により特定地申請書の一式の開示求めます。20. 委託、測量会社への委託書の開示請求いたします。21. 審査請求人側で市境界整理杭を道路側に移動した証明物の開示。」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、19については、条例第12条に規定する開示請求者の自己に関する個人情報の開示請求に当たらないため、20及び21については、文書は存在しないため不開示決定を行ったところ、審査請求人は、処分を取消し、19、20、21の開示を求めるとして、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

(1) 19について

審査請求人は、特定地地権者がした市有地等境界明示申請にかかる書類の一式の開示を求めるものであるから、これらに審査請求人の「自己に関する個人情報」（条例第12条第1項）が記録されているかにつき検討する。

実施機関の説明によれば、市有地等境界明示申請書（以下「申請書」という。）には、申請者及び代理人並びに隣接地の所有者の住所、氏名、電話番号、所在等が記載され、申請に基づき、申請者、隣接地所有者を含め境界を明示する上で必要となる関係者立ち会いの下、現地確認の上で作成される

市有地等境界協議同意書（以下「同意書」という。）においても、住所氏名等の記入が求められるのは申請者および隣接地所有者に限られる。

本件において、審査請求人は、本件審査請求に係る市有地等境界明示申請の申請者である特定地地権者及び特定地隣接地所有者のいずれでもなく、申請書及び同意書に審査請求人の住所氏名等の情報の記載は予定されていない。また、当審査会において、実際に、本件審査請求に係る申請書及び同意書を見分した結果においても、審査請求人の住所氏名等の情報の記載は確認されなかった。そうすると、前記各文書は、審査請求人本人に関する条例第12条第1項の「自己に関する個人情報」に該当しない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

(2) 20について

審査請求人は、平成8年1月16日に審査請求人が行った市有地等境界明示申請に基づく作業を、市が測量会社に対して委託した文書の開示を求めるものと思料される。

実施機関の説明によれば、さいたま市と測量会社との間では、包括的に単価契約を締結していたものの、市有地等境界明示申請に基づく個別的な指示または委託の文書は作成しておらず、審査請求人の請求に係る文書は存在しない。なお、平成8年1月16日当時の単価契約書については、保存年限を経過後廃棄されている。

以上の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

(3) 21について

審査請求人は、審査請求人が市境界整理杭を道路側に移動したことを確認した文書の開示を求めるものと思料される。

実施機関の説明によれば、特定地地権者の市有地等境界明示申請に基づく現場確認の際、道路台帳に基づく境界位置が審査請求人の敷地内にあることが明らかになったが、審査請求人が市境界整理杭を移動したことを確認した事実はないため、審査請求人が開示を求める文書は作成されていない。

以上の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、ほかに文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

(4) なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 7月13日	諮問の受理（諮問第591号）
②	令和 6年 1月18日	審議
③	令和 6年 2月15日	審査請求人からの意見陳述及び審議
④	令和 6年 2月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和 6年 5月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)